

今も多し、又知行わりも、今もむかしも餘り違はなしと云へども、時代に唱へ替れる。往古は三十町五十町、三十段五十段として知行とり、夫より何百貫何千貫と稱せり、凡長サ三十歩を以廣サ拾二步ヲ一段とす、十段を一町といふ、上田は十段に五百束の公田あり、一束は米五斗、尤中田下の差別あり、貫知行は右田五段を一貫として、古へは永樂錢、拾文に米四合八勺賣之、後は永樂拾貫各四斗八升、一百貫は四拾八石也、今の知行草高は、四つ八歩の免に平均して、米四十八石を百石と名付て、此古法を以也、

越 中 國

越中國ハ、エツチユウノクニト云ヒ、舊クハ、コシノミチノナカト云ヘリ、北陸道ニ在リテ古ノ越國ノ一部ナリ、東ハ越後、信濃、南ハ飛驒、西ハ加賀西北ハ能登ニ界シ、北ハ海灣ヲ抱ク、東西凡ソ二十一里餘、南北凡ソ十九里餘、其地勢ハ東南、信濃飛驒ニ接スル所、大山巨嶽相連リ、漸ク西北スルニ至リ、平野開展シ、大小ノ河流之ヲ灌溉ス、此國ハ、文武天皇大寶二年、所管ノ四郡ヲ越後國ニ移シ、聖武天皇天平十二年能登國ヲ合セシガ、孝謙天皇天平寶字元年、復タ之ヲ分置セリ、古ヘ國府ヲ射水郡ニ置キ、礪波、射水、婦負、新川ノ四郡ヲ管シ、延喜ノ制、上國ニ列ス、明治維新ノ後、新川郡ヲ分チテ上下ノ二郡トシ、更ニ礪波郡ヲ東西二郡ニ分チ、上新川郡ヲ割キテ、中新川郡ヲ置キ、射水郡ノ一部ヲ割キテ、氷見郡ヲ置キ、凡テ八郡ト爲シ、新ニ富山、高岡ノ二市ヲ設ケ、富山縣ヲシテ之ヲ治セシム、

名稱

〔倭名類聚抄五國郡〕

北陸國

○中

越中

古之乃三

知乃奈加

〔饅頭屋本節用集江天

地〕

越中